

グレナダの入国制限および検疫措置の実施

グレナダ保健省は、3月18日24時より、新型コロナウイルス対策として、同国への入国規制措置と検疫措置を実施すると発表しました。

- 1 同18日24時より、中国、イラン、韓国、欧州全域（英国とアイルランドを含む）からの渡航者の入国を拒否する。（グレナダ国民、同国正規居住者は除く。）
- 2 上記以外の地域から入国する全ての渡航者およびグレナダ国民等は、入国時にスクリーニングを受け、14日間の検疫措置とする。
- 3 在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めるとふあ f 共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:グレナダ保健省

<https://www.facebook.com/HealthGrenada>

参考:新型コロナウイルス感染症対策本部(第18回)資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020307.pdf

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考:外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話 : (国番号 1-868) 628-5991

住所 : 5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ : <http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail : ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。